

※袋にシール券を貼って出すことは
できませんので、ご注意ください

- ①ごみを燃やしたり（不法焼却）、みだりに捨てること（不法投棄）は法律で禁止されています。
- ②「資源物」以外は、市指定袋に入れるかシール券（小型・大型）を貼り、名前を書いて出してください。（市指定袋・シール券は、最寄りのスーパー、小売店でお買い求めください。）
- ③ごみ・資源物は、**午前8時30分**までにごみステーションに出してください。
- ④収集日以外の日には出さないでください。
- ⑤多量のごみを出すときは、直接清掃センターに搬入するか、市から収集運搬の許可を受けている業者に依頼してください。
- ⑥地区で決められたルールを守りましょう。

■ごみ出しや収集運搬のお問い合わせは
栖本支所(☎0969-66-3111)へお尋ねください。